

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 7 月 15 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500219号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500023号

## 第1 結論

請求者の有限会社Aにおける平成24年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年6月の標準報酬月額については、20万円から24万円に、同年8月の標準報酬月額については、20万円から22万円とする。

平成24年6月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年2月1日から同年9月1日まで

請求期間は、有限会社Aに勤務しており、毎月約24万円の給与を受けていたが、事業主が正しい届出をしなかったため、厚生年金保険の記録では保険給付の計算の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に修正し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成27年4月10日付けで事業主から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(報酬訂正)届」により24万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録され、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初事業主が届け出た20万円とされている。

しかしながら、事業主及び請求者が保管する有限会社Aの給料支払明細書により、請求者が、平成24年6月については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(24万円)相当額である報酬月額(24万5,850円)の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料(1万9,694円)を、同年8月については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(24万円)相当額である報酬月額(24万2,185円)の支払いを受け、当該標準報酬月額より低い標準報酬月額(22万円)に見合う厚生年金保険料(1万8,442円)を、それぞれ事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬

酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求者の平成24年6月の標準報酬月額については24万円に、同年8月の標準報酬月額については22万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時、請求者の標準報酬月額を20万円とする届出を行ったことを認めている上、日本年金機構B事務センターの確認印のある「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」において標準報酬月額を20万円とする通知がなされていることから、年金事務所は、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成24年2月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間については、前述の給料支払明細書において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（24万円）相当額である報酬月額（同年2月は23万7,408円、同年3月から同年5月までの期間は23万9,512円、同年7月は23万9,162円）の支払いを受けているものの、厚生年金保険料については、事業主により当初届け出られた標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料相当額（同年2月は1万6,058円、同年3月から同年5月までの期間及び同年7月は1万6,412円）を給与から控除されていたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間のうち平成24年2月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として、請求期間のうち平成24年2月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間の請求に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500046号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500015号

## 第1 結論

平成15年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年1月

請求期間頃の国民年金保険料は、2年の時効にかかる直前に自分で納付するようにしており、請求期間の保険料も、その前後の月と同様に、2年の時効にかかる直前(平成17年2月)に納付書に現金を添えて郵便局かコンビニエンスストアで納付したと思うので、請求期間のみが未納の記録となっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料は郵便局かコンビニエンスストアで納付したと思うが、納付場所は特定できないとしており、請求期間に係る保険料納付について金融機関等に照会することができない。

また、日本年金機構A事務センターは、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする時期である平成17年2月1日から同年2月28日までの国民年金保険料領収済通知書等の関係資料は保存期間経過のため保管していないと回答しており、請求期間に係る保険料納付について確認することができない。

さらに、請求期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された後のものであり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

加えて、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。